

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 21 年 度
条 例 名	大気汚染防止法第 4 条第 1 項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例		
条 例 番 号	昭和 46 年神奈川県条例第 52 号	法 規 集	第 5 編第 3 章
所 管 部 局 室 課	環境農政部大気水質課		
条 例 の 概 要	県内の区域について、大気汚染防止法第 4 条第 1 項の規定により有害物質の排出基準を定めるとともに、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定により排出水の汚染状態に係る排水基準を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも 必要な 条例か。)	本県の自然的、社会的条件を勘案した場合、大気汚染防止法や水質汚濁防止法が定める一律の基準より厳しい基準を定め、規制する必要がある。 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法では、県がより厳しい基準を定めるときには、条例で定めることとされていることから、本条例は必要である。	
	有効性 (現行の内 容で課題 が解決で きるか。)	大気汚染防止法の規定に基づき排出基準及び水質汚濁防止法の規定に基づき排水基準を定めたことにより、大気環境及び公共用水域の環境基準の達成率は改善されているが、東京湾の富栄養化対策として窒素、燐の暫定排水基準の取扱いを検討する。 また、水質汚濁防止法の改正に伴い、法令で定める基準が本条例で定める基準より厳しくなった部分があるため、該当する基準について取扱いを検討する。	「環境基準」とは、環境基本法の規定に基づき大気汚染及び水質汚濁等に係る環境上の条件について、人の健康及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたものである。
	効率性 (現行の内 容で効率 的といえ るか。)	環境負荷の大きい施設を設置する事業者に対して、大気汚染防止法の規定に基づき排出基準及び水質汚濁防止法の規定に基づき排水基準を定めたことにより、大気環境及び公共用水域の環境基準の達成率が改善されるなど、県民の生活環境の保全を効率的に推進している。	
	基本方針適合性 (県政の基 本的な方 針に適合 している か。)	大気汚染防止法の規定に基づき排出基準及び水質汚濁防止法の規定に基づき排水基準を定めている条例であり、「生活環境の保全」の推進を掲げた県の基本計画である「神奈川力構想」に適合するものである。	
	適法性 (憲法、法 令に抵触 しないか。)	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法では、県がより厳しい基準を条例で定めることを許容しており、憲法、法令には抵触しない内容である。	
その他			
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正→廃止を検討する。	東京湾の富栄養化対策として窒素、燐の暫定排水基準の取扱いを検討する。 また、水質汚濁防止法の改正に伴い、法令で定める基準が本条例で定める基準より厳しくなった部分があるため、該当する基準について取扱いを検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 無